

第1章

平成30年度実態調査報告書概要

第1章 2018年度（平成30年度）実態調査報告書概要

調査概要

1 調査の目的

全国公共図書館協議会では、2018年度（平成30年度）・2019年度（令和元年度）の2か年で「公立図書館における蔵書構成・管理」について調査研究に取り組んでおり、2018年度（平成30年度）は全国の公立図書館を対象に実態調査を行った。

情報量が飛躍的に増大する中、多様な情報源にアクセスできる環境を限られた予算でいかに整備していくか、また、保存スペース狭隘化の問題を抱える図書館も増えており、どのような資料・情報を収集し保存するかということが、公立図書館共通の課題となっている。

このような状況を踏まえ、全国の公立図書館における蔵書構成・管理の実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、今後の公立図書館における蔵書構成・管理のよりよい発展に資することを目的としたものである。

2 調査対象

図書館法第2条2項の地方公共団体が設置する公立図書館を対象とした。自治体において図書館を複数設置している場合、自治体で1館の回答を基本とした。資料の収集や保存等について中心的役割を担う図書館（以下、「中心館」）が、本館（中央図書館）と別にある場合、設問に応じて中心館が記入、又は本館（中央図書館）が中心館に聴取し、内容をとりまとめて1つの調査票で回答することとした。

調査票の回収状況

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1,332	1,326	6	99.5%
計	1,379	1,373	6	99.6%

3 調査内容

蔵書構成・管理について、(1)図書館基本情報、(2)収集（資料選択）、(3)蔵書評価、(4)除籍、(5)保存、(6)都道府県域での資料保存の取組についての実施状況等を調査した。設問で特別な指示がある場合を除き、2018年4月1日現在の状況、実績とした。

図書館基本情報

図書館の資料費は、都道府県では「3,000万円以上」が8割を超え、市区町村では「100万円未満」が約5割を占めた。運営主体は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「全館、自治体職員のみ」が半数を超えた。職員数は、都道府県立で「30～50人未満」、市区町村立で「5～10人未満」が最も多く、職員種別の割合では、都道府県立は「正規職員」が55.7%と高かったが、市区町村立は「非常勤・嘱託職員」が25.1%、「正規職員」が23.8%だった。

施設の形態については、都道府県立の61.7%が「独立施設」であるのに対し、市区町村立では「複合施設」が52.2%と半数を超えた。複合している施設の種別は、都道府県立、市区町村立とも「その他」が最も多く、多様な施設と複合しているだけでなく、複数の施設と複合している図書館も多いことがわかった。

1 収集（資料選択）

収集方針・選定基準について、明文化及び公開している割合は、都道府県立の方が高いが、寄贈資料の受入規程の公開率は市区町村立が上回った。都道府県立では、収集方針・選定基準において、「各部門の参考図書」など設問に示した16の資料種別について、全体的にどの種別についても記述があるとの回答が多かった。一方、市区町村立では、「地域資料」「児童資料・絵本」「視聴覚資料」「各部門の参考図書」の記述がある割合は5割を超えたが、「課題解決支援サービス関係の資料」「電子資料」など、割合が低い種別が見られた。

選書の方式・方法について、都道府県立では「定期的に選書会議を行っている」と回答した割合が約8割だったのに対し、市区町村立では3割強であった。

収集に関する課題については、都道府県立、市区町村立とも「予算が不足している」「選書にかかる時間が不足している」が多かったが、市区町村立では、「選択基準が明確ではなく、何を選んでもよいかわからない」という回答も16.7%（222館）あった。

2 蔵書評価

都道府県立、市区町村立とも、約7割が「行ったことはない。今後も予定はない」と回答し、毎年蔵書評価を行っている図書館は、都道府県立2館、市区町村立89館と少なかった。

評価者は、都道府県立では「外部の専門家」が、市区町村立では「図書館による自己評価」が最も多かった。評価方法は、都道府県立は「館内視察等の現地調査」が最も多く、市区町村立では、「業務統計等のデータを元にした分析」が最も多く、次いで「利用者へのヒアリング調査やアンケート調査」が多かった。

3 除籍

除籍方針について、都道府県立、市区町村立とも約半数、除籍基準については、都道府県立で約8割、市区町村立で約7割の図書館が明文化している。うち、方針・基準それぞれについて公開している図書館は、都道府県立が約2割、市区町村立で約4割であり、市区町村立図書館の方が公開率は高い。

除籍理由として、市区町村立では「資料内容が古いなど、保存価値が減少したと認められる資料」との回答が9割を超えた。除籍した資料の処分方法は、都道府県立、市区町村立とも「廃棄」が8割を超え、市区町村立においては、「利用者への譲渡」も8割を超えた。

除籍する資料の選定は、都道府県立では「正規職員」が97.9%と極めて多かったのに対し、市区町村立では、「非常勤・嘱託職員」「臨時職員」「委託・派遣職員」という回答も一定数あった。

4 保存

資料保存の原則については、都道府県立では、全館が地域資料及び貴重資料を「永年保存」とし、一般資料も44館（93.6%）が「永年保存」としている。一方、市区町村立では、地域資料で約8割、貴重資料で約7割の図書館が「永年保存」とし、一般資料については、「有期保存」とする館が46.9%と最も多かった。

収蔵能力については、「すでに限界に達している」と「1～5年後」に限界を迎えると予想される図書館を合計すると、都道府県立で53.2%、市区町村立で74.9%を超え、どちらも対策として「除籍の実施」をしている割合が最も高かった。

5 都道府県域での資料保存の取組

都道府県域での共同保存の取組については、約半数の23都道府県において実施されているとの回答を得た。保存対象としては、「雑誌」13件、「新聞」8件※、「図書」6件であった。保存方式は、「分担保存方式」が23件で7割を超え、「一館集中方式」は5件であった。保存場所は、「各所蔵館の書庫」が22件、所有権は「所蔵館で保持」が24件と最も多かった。

実施にあたっての課題として、「保存場所の確保」の回答が74.5%で最も多く、最大の障害となっていることがわかった。

（※前年度報告書での集計ミス。「9件」→「8件」に修正）